

中小企業のイノベーションの在り方に関する有識者検討会 運営規則

(総則)

第一条 中小企業のイノベーションの在り方に関する有識者検討会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(会議の招集)

第二条 検討会は、検討会に属する委員（又は委員代理）の過半数が出席しなければ、開催することができない。

(座長)

第三条 検討会には座長を置き、委員から選出することとする。座長が議事を進行し、座長にやむを得ない事情があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議の公開)

第四条 会議は非公開とする。ただし、特別の事情がある場合は座長の判断で公開とすることができる。

(資料、議事要旨の公開)

第五条 事務局からの配布資料及び議事要旨は、各委員確認の上、原則として中小企業庁のホームページを通じて公開するものとする。ただし、特別の事情がある場合は、座長の判断で配布資料、議事要旨の一部または全部を非公開とすることができるものとする。委員からの提供資料は、公開を希望する場合を除き、原則非公開とする。

(事務局)

第六条 検討会の事務局は、中小企業庁 経営支援部 技術・経営革新課が行う。

(雑則)

第七条 この規則に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

附 則

この規則は、検討会の開催日（令和4年12月6日）から施行する。